

# ○大府市ワンデイシェフ事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大府市民活動ボランティアセンターにおいて実施する大府市ワンデイシェフ事業並びに当該事業に従事するワンデイシェフの登録及び活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事業)

第2条 市は、大府市民活動ボランティアセンターにおいて、第5条の登録をした市民活動団体（以下「ワンデイシェフ」という。）が調理及び配膳に従事し、昼食の提供を行う大府市ワンデイシェフ事業（以下「事業」という。）を実施する。

2 市は、1回の事業実施につき、20食以上の昼食を提供するものとする。

3 提供する昼食の価格は、1食当たり700円とする。

4 市は、食材費の高騰その他やむを得ない事情があると認めるときは、前項に規定する販売価格を変更することができる。

## (登録要件)

第3条 ワンデイシェフとして登録できる者は、次の各号の要件を全て満たす団体とする。

(1) 大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年大府市条例第14号）第5条の規定による登録をした市民活動団体であって、食育、居場所づくり等の社会的又は地域的課題をテーマとして活動する団体であること。

(2) 事業に従事することができる者が2人以上いる団体であること。

(3) 市が配置する食品衛生責任者の衛生指導及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める衛生基準に従うことができること。

(4) ワンデイシェフとして登録した内容について、市民に公開することを承諾すること。

(5) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 営利を目的とする団体

イ 特定の政党の利害に関する事業を目的とする団体

ウ 公私の選挙に関係し、特定の政党及び候補者を支援することを目的とする団体

エ 特定の宗教を支持し、布教することを目的とする団体

## (申請)

第4条 ワンデイシェフとして登録を希望する団体（以下「申請者」という。）は、大府市ワンデイシェフ登録申請書（第1号様式）に事業に従事する者の名簿及び誓約書を添えて、市長に提出しなければならない。

## (決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは登録を決定し、大府市ワンデイシェフ登録決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

## (変更届)

第6条 ワンデイシェフは、前条の規定により決定された内容に変更があるときは、大府市ワンデイシェフ登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(取消し)

第7条 ワンデイシェフは、登録の取消しをしようとするときは、大府市ワンデイシェフ登録取消届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、ワンデイシェフが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める登録要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により、登録を取り消すことを決定した場合は、大府市ワンデイシェフ登録取消決定通知書（第5号様式）により、当該ワンデイシェフに対して通知しなければならない。

(運営協力金)

第8条 市は、事業に従事したワンデイシェフに対し、予算の範囲内においてワンデイシェフ運営協力金を支給する。

2 ワンデイシェフ運営協力金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基本額 4,000円（提供食数が20食までの場合）
- (2) 加算額 提供食数が20食を超える場合において、21食目以降の1食につき300円
- (3) 食材費相当額 1食当たり320円に当日の提供食数を乗じて得た額

2 事業に従事したワンデイシェフは、事業に従事した日から起算して30日を経過した日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）までに、大府市ワンデイシェフ事業実績報告書兼請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前条の実績報告書兼請求書を受領した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、ワンデイシェフ運営協力金を支払うものとする。

(市の責務)

第9条 市長は、食品営業賠償保険の加入、害虫防除及びワンデイシェフへの定期的な検便検査の実施その他の営業者として適切な衛生管理を行うものとする。

2 市長は、ワンデイシェフの衛生管理の向上を図るため、保健所職員による衛生講習会の実施に努めるものとする。

3 市長は、市の実施する行事、食に関する講座等において、積極的にワンデイシェフの活用を努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。